

現場代理人の兼任の取扱いについて

令和3年3月1日

当企業団では、現場代理人は工事現場への常駐を原則としていますが、一定の要件を満たす場合には現場代理人の兼任を認めています。

令和3年4月1日から現場代理人の兼任を認める要件等を以下のとおりとしますので、お知らせします。

1 現場代理人の兼任を認める要件

次のすべての要件を満たす場合は、合計で2件まで現場代理人の兼任を認めるものとします。

- ① 公共工事であること
- ② 工事場所が同一市内であること
- ③ 「現場代理人兼任届」の提出時の請負代金額（税込）が1,000万円未満の工事であること
- ④ 発注者との連絡体制が確保されていること
- ⑤ 兼任する工事現場のいずれかに必ず常駐していること
- ⑥ 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営・取締りに支障を生じさせないこと

※ 上記要件を満たしていても、現場代理人が主任技術者も兼ねている場合は、複数の工事を兼任することはできません。

2 手続き

- ① 兼任を希望する工事がいずれも当企業団発注工事の場合
「現場代理人兼任届」を2部及び添付書類を工事担当課へ提出してください。
- ② 兼任を希望する工事が当企業団発注工事と他の公共団体（国、県等）発注工事の場合
 - ・ 「現場代理人兼任届」を1部、他の公共団体発行の「承諾書」及び添付書類を工事担当課へ提出してください。（当企業団へ申請する前に他の公共団体の承諾を受けてください。）
 - ・ 他の公共団体との兼任にあたり、当企業団の承諾書が必要な場合は「現場代理人兼任承諾申請書（兼承諾書）」及び添付書類を工事担当課へ提出してください。当企業団の兼任の要件を満たす場合は「承諾書」を発行します。

※ 兼任が認められた工事でも、施工管理体制等が不相当と判断される場合は、兼任配置を解除することがあります。

※ 工期又は請負代金額が変更の場合の届出は不要です。

※ 様式は当企業団ホームページに掲載しています。

3 実施時期

令和3年4月1日以降に発注（公告又は指名通知）する工事から適用します。

（令和3年3月31日以前に発注した工事と、令和3年4月1日以降に発注する工事が、共に上記1の要件を満たす場合は、兼任は可能です。）

4 留意事項

本取扱いにおいて兼任配置となった工事のいずれかが、その後の設計変更（増額変更）により要件を満たさなくなった場合においても、引き続き本取扱いを適用します。

【問合せ先】

岡山県南部水道企業団総務課

TEL 086-465-5050

FAX 086-465-5056